

## 八王子市民放射能測定室（ハカルワカル広場）規約 2015/2/7改訂

第1条（名称）この会は「八王子市民放射能測定室」（以下「測定室」という）という。

第2条（所在地）本測定室は、八王子市八幡町5-1-1 八中ビル2Fにおく。

第3条（目的）市民（八王子市民に限らない）、とりわけ子どもたちを放射能の内部・外部被ばくから守るため、食品などの放射能測定を行い、市民と子どもたちの未来を守ることを目的とする。また、測定値は原則として公表し、その結果を市民と共有する。

第4条（事業内容）上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 食品などの放射能測定を行い、原則として公表する。
- ② 会報の発行・学習会の実施・情報の提供などを行う。
- ③ 必要に応じて行政や生産者などへの働きかけを行う。
- ④ その他目的を達するために必要と思われる事業を行う。

第5条（構成員）この会は、上記の目的に賛同する個人会員及び団体会員、および測定ボランティアによって構成される。

第6条（会費）会費の種別を会員・学生会員・団体会員とし、以下の額とする。

- ①会員 年1口6,000円
- ②学生会員 年1口3,000円
- ③団体会員 年1口10,000円

第7条（測定ボランティア）測定ボランティアは測定とその他運営に必要な業務を行う。また随時研修を受講し、正確な測定ができるようにする。

第8条（組織）上記の事業内容の遂行のために、次の組織を置く。

- ① [総会]本測定室の運営にかかわる方針は、年一回開催する総会で決定され、運営委員会に委嘱される。総会の議決は総会出席時の構成員の過半数をもって決定する。
- ② [運営委員会] この会の運営は、会員および測定ボランティアによって構成される運営委員会の協議により進められる。日常的運営のために事務局を置く。

第9条（役員）運営委員会には次の役員を置く。

代表（3名まで） 会計（1名以上） 会計監査（1名）

第10条（規約の変更）必要な規約の変更は総会に諮って変更できる。

第11条（臨時総会）代表の要請により臨時総会を開催できる。

付則1 この規約は2012年1月1日より施行する。

付則2 本改定は2015年度2月7日より施行する。